

平成 20 年 3 月 19 日
(一部改正) 平成 21 年 10 月 26 日

矯正官署契約監視会議議事運営について

1 会議の開催

- (1) 矯正官署契約監視会議（以下「会議」という。）の開催については、法務省大臣官房会計課長の招請により座長が招集する。
- (2) 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
- (3) 会議は、年 2 回開催し、その時期はおおむね 6 月及び 10 月とする。
- (4) 会議は、座長が特に必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。
- (5) 座長は、やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって、会議の開催に代えることができるものとする。この場合には、次に開催される会議において、その結果を報告するものとする。

2 検討の対象とする契約

- (1) 会議は、法務省のホームページにおいて公表されている「契約に係る情報の公表について」中のうち、物品役務等の競争契約及び随意契約を検討の対象とする。
- (2) 各回において検討の対象とする契約は、6 月開催分については 8 月から 3 月まで及び 10 月開催分については 4 月から 7 月までに締結されたものとする。

3 資料の提出・説明

委員は、事務局に対し、契約に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

4 意見

会議としての意見は、委員の総意によるものとする。

5 議事の公表

会議における議事については、事務局においてその概要を取りまとめ、委員の了承を受けた上、法務省のホームページに掲載する。